

第3回 新得町地域公共交通活性化協議会議案

と き 平成24年8月3日（金） 14：00～

ところ 新得町役場 3階 大会議室

会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 新委員の紹介 1

4 報告事項

報告第1号 経過報告 2

報告第2号 新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務企画競争の実施
結果について 3

5 議 題

議案第1号 新得町コミュニティバス実証運行の実施について 4

議案第2号 新得町コミュニティバス実証運行業務の委託について 5

6 そ の 他

7 閉 会

新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

	分野	所属団体名等	役職	氏名	備考
1	計画策定	新得町	副町長	田 中 透 嗣	
2	道路管理者	帯広開発建設部道路計画課	課長	竹 下 正 一	
3		十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	所長	長 沢 誠	
4	公共交通事業者	北海道拓殖バス株式会社	営業課長	小 森 明 仁	
5		新得ハイヤー有限公司	社長	石 畑 政 俊	
6		株式会社新交通	代表取締役	吉 尾 正 一	
7		北海道旅客鉄道株式会社新得駅	駅長	鈴 木 敏 和	
8		北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	副議長	高 橋 敏 朗	新 委 員
9	利用者代表	新得町商工会	会長	湯 浅 悟 史	
10		屈足商工振興協議会	会長	竹 浦 隆	
11		新得町観光協会	会長	若 原 敏 勝	
12		新得町PTA連合会	会長	乙 井 逸 人	
13		社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	会長	古 川 盛	
14		新得町女性団体連絡協議会	会長	中 井 由 利 子	
15		新得市街地区連合町内会	会長	岩 谷 吉 彦	
16		屈足市街地区連合町内会	会長	藤 井 友 幸	
17		すこやかクラブ	会長	八 幡 文 雄	
18		報徳クラブ	会長	菅 野 益 二 郎	
19		株式会社福原 新得店	店長	目 黒 忠 彰	
20		株式会社福原 屈足店	店長	大 竹 誠	
21		けいら整形外科医院	総務課長	福 木 琢 也	
22		新得診療所		小 山 内 与 征	
23		サホロクリニック	事務長	若 林 尚	
24	運輸局	北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	藤 田 雅 博	
25	警察	新得警察署	交通課長	山 内 寛 人	
26	北海道	十勝総合振興局地域政策部地域政策課	課長	吉 田 健 二	
	事務局長	新得町地域戦略室	室長	佐 藤 博 行	
	事務局員	新得町地域戦略室地域戦略係	係長	加 賀 谷 敬	
			主事	永 田 智 子	
			主事	石 上 陽 基	

報告第1号

経過報告

平成24年

2月17日	第1回新得町地域公共交通活性化協議会	役場大会議室
6月25日	平成24年度地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）補助金交付申請	
6月29日	平成24年度地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）補助金交付決定	
7月11日	第2回新得町地域公共交通活性化協議会	役場大会議室
7月12日	新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務企画提案書募集	
7月24日	コミュニティバス実証運行に係る新得連合町内会役員会議	役場第3会議室
7月26日	新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務企画提案書締切	
7月30日	コミュニティバス実証運行に係る町内会長会議	役場大会議室
8月1日	新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務企画競争審査委員会	役場第3会議室

報告第2号

新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務企画競争の実施結果 について

1. 企画競争審査委員会について

- (1) 開催日時 平成24年8月1日(水) 15:30~16:30
- (2) 開催場所 新得町役場3階第3会議室
- (3) 参加者 審査委員 田中委員長(協議会会長)
藤井委員(協議会副会長)
湯浅委員(協議会副会長)
佐藤委員(協議会事務局長)
- 企画提案者 株式会社ドーコン
佐竹 大助
岡本 真和
- 進行 加賀谷 敬(協議会事務局)
石上 陽基(")
- (4) 企画内容の提案及び評価 別添資料1の企画提案書に基づき、提案者からの説明を受け内容の評価を行った。

2. 企画競争実施結果及び委託業務契約締結について

- (1) 業務名 新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務
- (2) 契約の相手方として特定した者
名称：株式会社ドーコン
代表者：代表取締役社長 平野 道夫
所在地：札幌市厚別区中央1条5丁目4番1号
- (3) 特定日 平成24年8月1日
- (4) 企画提案者の評価点合計 346点/400点(平均86.5点)
※企画競争の評価基準に基づく評価平均が60点を満たしている。
- (5) 業務委託契約者 株式会社ドーコン
- (6) 業務委託契約予定日 8月7日(火)
- (7) 業務委託料 4,704,000円

議案第 1 号

新得町コミュニティバスの実証運行の実施について

1. 目的

新得町地域公共交通総合連携計画の策定にあたり、コミュニティバス運行時の利用状況を把握するとともに、今後の利用の可能性などを把握するため、実証運行を行う。

2. 運行期間

(1) 平成24年10月15日～11月3日(土日運行)20日間

(2) 平成25年2月13日～3月3日(日曜日運休)18日間

3. 運行路線 <資料2参照>

(1) 西地区・・・JR根室線から西地区

(2) 東地区・・・JR根室線から東地区

(3) 屈足地区・・・新得駅から以北の地区及び屈足地区

4. 時刻表 <資料3参照>

5. 料金

無料とする。

6. その他

(1) 実証運行の利用者にニーズ把握のためのアンケート調査を行う。

(2) 町民への周知は、町の広報誌並びにホームページで実証運行のPRを行うほか、運行路線と時刻表が印字されたものを広報誌への折込みにより各家庭に配布する。

(3) 各種団体の会議等において、実証運行をPRし、積極的な利用を呼びかける。

議案第2号

新得町コミュニティバス実証運行業務の委託について

1. 業務委託業者の選定について

コミュニティバス実証運行業務について、次のとおり指名競争入札により運行業者を選定し、業務の委託契約を締結する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 新得町コミュニティバス実証運行業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書(案)」のとおり
- (3) 予算額 2,830,000円(消費税込み)

3. 指名業者及び選定理由

本町におけるコミュニティバスの実証運行は、路線方式による運行としており、運行にあたっては路線運行に精通し、安全運行はもとより、非常時の対応や運行管理体制を万全とする必要があることや、車両の確保、停留所の設置等においてもノウハウを有している事業者を選定することが適当と判断することから、平成24年8月1日現在において、道路運送法第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業として同法第4条の規定による国土交通大臣の許可を有することを要件とする。

よって上記要件を満たす十勝管内の事業者で、本協議会の意向を理解し、別紙「仕様書」に基づく業務の遂行が可能な事業者として以下の事業者を指名することとする。

○十勝バス株式会社

○北海道拓殖バス株式会社

4. 入札の日程

平成24年8月6日(月) 指名競争入札案内

平成24年8月14日(火) 入札

5. その他

- (1) 入札の結果、2事業者が同額となった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 入札前に1事業者が辞退した場合は入札を中止し、再度指名競争入札を行う。
- (3) 再度の入札に付し落札者がいないときは、随意契約とする。

新得町コミュニティバス実証運行業務委託仕様書（案）

1. 業務名

新得町コミュニティバス実証運行業務

2. 事業主体

新得町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）

3. 業務の趣旨

本業務は、協議会が新得町地域公共交通総合連携計画の策定にあたり、コミュニティバス運行時の利用状況を把握するとともに、今後の利用の可能性などを把握するため、実証運行を行うものである。

4. 業務に必要とされる資格要件

- (1) 平成24年8月1日現在において、道路運送法第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業として、同法第4条の規定による国土交通大臣の許可を有すること。
- (2) 十勝管内に本社が所在する事業者であること。

5. 業務委託期間

契約の日から平成25年3月15日まで

6. 業務の内容

(1) 実証運行

- ① 運行期間は平成24年10月15日（月）から11月3日（土）の20日間及び平成25年2月13日（月）から3月3日（土）の間の日曜日を除く18日間とする。
- ② 運行路線及び運行区間は、別添路線図を基本とし、運行にあたっては協議会事務局と協議を行うこと。
- ③ 運行時間は、別添時刻表を基本とし、運行にあたっては協議会事務局と協議を行うこと。
- ④ 運賃は無料とする。
- ⑤ 実証運行の1日の走行累計距離は、概ね176kmとする。（回送も含める。）
- ⑥ 定時制の確保に努めること。

(2) 停留所の設置及び撤去

- ① 停留所は、利用者に分かりやすいものを考案し、受託事業者で確保すること。
- ② 停留所の設置に必要な関係機関への占用許可等の手続きは受託事業者が行うものとする。
- ③ 停留所は、分かりやすい表示を行うものとし、バスの到着予定時刻、新得駅の到着予定時刻を明示すること。
- ④ 停留所の位置については、別添路線図を基本とし、設置にあたっては協議会事務局と協議を行うこと。
- ⑤ 実証運行終了後は、直ちに停留所を撤去すること。

(3) 運行車両及び予備車両

- ① 運行車両は及び予備車両は受託事業者が用意する。
- ② 使用する車両は、座席15名～20名とし、乗車人員は、乗務員を合わせ、25名～35名とする。
- ③ 高齢者や車椅子の方の利便性を考慮し、ノンステップのバスで車椅子が乗車できるスペースを確保できる車両とする。
- ④ 車両側面に新得町コミュニティバスの実証運行であることが分かるよう、マグネットシートを貼付すること。
- ⑤ 使用する車両は、業務遂行に必要な各種法令に適合していること。
- ⑥ 車両の故障時等に必要となる予備車両を用意すること。（予備車両は、②及び③の条件を満

たさなくても良い。)

⑦車内清掃は毎日行い、車外清掃は車両の汚れが目立たないよう適宜行うこと。

(4) 乗車人数に関する管理業務

①各便ごとに各バス停の乗車人数、降車人数を記録すること。但し、運転業務や安全運行に支障をきたす時は、概算値で良いこととする。

②10月及び2月の実証運行終了後、直ちに乗降人数のデータを協議会に提出すること。

(5) 事故があった場合の処理

①万が一事故が発生した場合の処理は、受託者が責任をもって行うこと。

②事故等における緊急時の連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。

(6) その他

①バス運行上関係する法令等を遵守するとともに、安全運行には万全を期すること。

②状況に応じた乗降客への配慮を行うこと。

③利用者には、平等かつ公平な態度で接すること。

④「利用しやすいバス」のためのサービスに努めること。

⑤車両内の忘れ物についての対応を行うこと。

7. 契約及び委託料の支払い

(1) 委託料は、協議会で定める予算額以内とする。

(2) 委託料は、10月の実証運行後、委託料の半分を支払い、2月の実証運行後に残額を支払うものとする。

8. 委託料に含まれる経費

人件費、燃料費、車両費、自動車保険料（任意保険）、バス停留所費、その他運行に必要な経費。

9. その他

本仕様書に定めのない事項は、別途協議のうえ決定する。